

第4章

計画の推進

第1節 推進体制

計画の推進にあたっては、審議会を設置し、計画の進行管理や見直し等を行います。

静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会（静岡市子ども・子育て会議）

社会福祉法第12条第1項及び第2項に基づき児童福祉に関する事項の調査審議を行う機関として、また、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき子ども・子育て支援に関する事項の調査審議等を行う機関として、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会（静岡市子ども・子育て会議）を設置しています。

学識経験者、子育て当事者、教育・保育関係者、労使関係者、福祉関係者等を構成員としており、子ども・子育て支援施策の推進について様々な角度から意見をいただきながら、毎年度、計画の進捗状況を点検・評価するなど計画の進行管理や見直し等を行います。

第2節 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方に沿って、前述の推進体制により、毎年度、計画の実施状況や事業効果などについて客観的に点検・評価を行い、必要な改善を実施していきます。

なお、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、年度ごとに量の見込みと確保の内容を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

また、評価の段階で、本計画に定める量の見込みと確保内容が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合などには、必要に応じて中間年の見直しを検討します。

第3節 計画、制度等の周知

本計画や子ども・子育てに関する支援制度等については、市広報紙、市ホームページ、静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ しずおか」、SNS及びパンフレット等の配布物など、様々な手段・媒体を通じて積極的に周知を図っていきます。